

第22号議案

文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第二号

文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

文京区文化財調査員の設置に関する規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「報酬等は、」の下に「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）及び」を加える。

第七条中「服務については、」の下に「地方公務員法（昭和二十二年法律第六十七号）及び」を加え、「を適用する」を「に定めるところによる」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

新旧対照表

改正案	現行
<p>文京区文化財調査員の設置に関する規則 平成四年三月三十一日 文教委規則第十号</p> <p>改正 平成一五年三月一二日文教委規則第一号 平成二一年二月三日文教委規則第二五号 平成二四年三月二七日文教委規則第七号 <u>令和二年三月二七日文教委規則第 号</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第六条 調査員の報酬等は、<u>会計年度任用職員</u> <u>の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年</u> <u>九月文京区条例第五号）及び文京区非常勤職</u> <u>員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十</u> <u>一年十二月文京区条例第十八号）に定め</u> <u>るところによる。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第七条 調査員の服務については、<u>地方公務員</u> <u>法（昭和二十二年法律第六十七号）及び文京</u> <u>区非常勤職員規則（昭和四十二年三月文京区</u> <u>規則第十二号）に定めるところによる。</u></p> <p><u>付則</u> <u>この規則は令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>文京区文化財調査員の設置に関する規則 平成四年三月三十一日 文教委規則第十号</p> <p>改正 平成一五年三月一二日文教委規則第一号 平成二一年二月三日文教委規則第二五号 平成二四年三月二七日文教委規則第七号</p> <p>(報酬等)</p> <p>第六条 調査員の報酬等は、文京区非常勤職員 の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三 十一年十二月文京区条例第十八号）に定めると ころによる。</p> <p>(服務)</p> <p>第七条 調査員の服務については、文京区非常 勤職員規則（昭和四十二年三月文京区規則第 十二号）<u>を適用する。</u></p>

